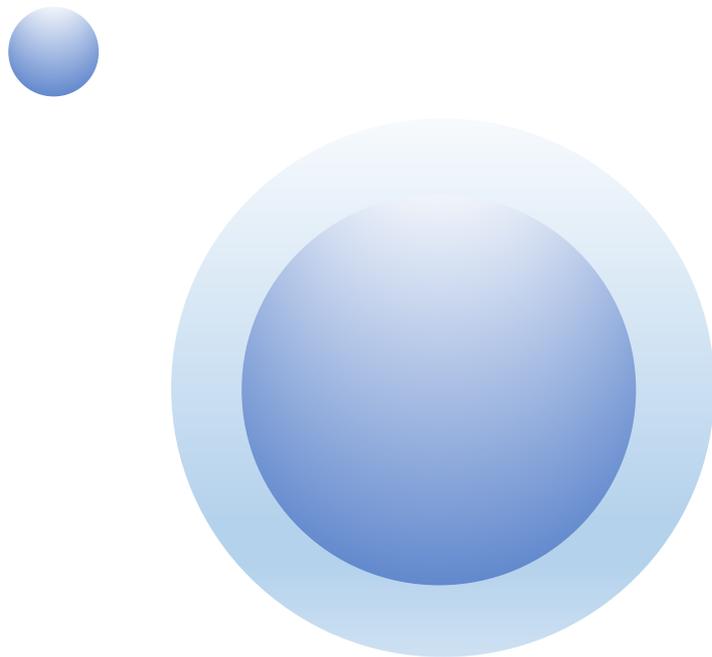


**釧路町地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）**

**平成 30 年度～平成 34 年度
（2018-2022）**



**平成 30 年 9 月
釧 路 町**

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2 計画の目的及び位置づけ	2
3 計画の期間及び基準年度	3
4 計画の対象	3
(1) 対象範囲	
(2) 対象とする温室効果ガス	
第2章 釧路町のこれまでの取り組み状況	4
1 釧路町のこれまでの取り組み	4
2 温室効果ガスの排出状況	4
第3章 温室効果ガス排出量削減の取り組み	5
1 温室効果ガスの算定方法	5
2 温室効果ガス排出量削減の目標	5
(1) 目標設定の考え方	
(2) 数量的な目標	
3 目標達成に向けた具体的な取り組み	6
(1) 日常の事務事業に関する取り組み	
(2) 施設整備等に関する取り組み	
第4章 計画の推進と進捗管理	8
1 推進・点検体制	8
2 進行管理の仕組み	8
資料編	9
資料1 温室効果ガス排出係数・地球温暖化係数	9
資料2 温室効果ガス排出量対象施設	10

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリで開催されたCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

COP21

国連気候変動枠組み条約(Conference of Parties)第21回締約国会議をいう。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

政府は、平成27(2015)年7月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減(2005年度比で25.4%減)とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組み条約事務局に提出しました。

また、政府は同年 12 月に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

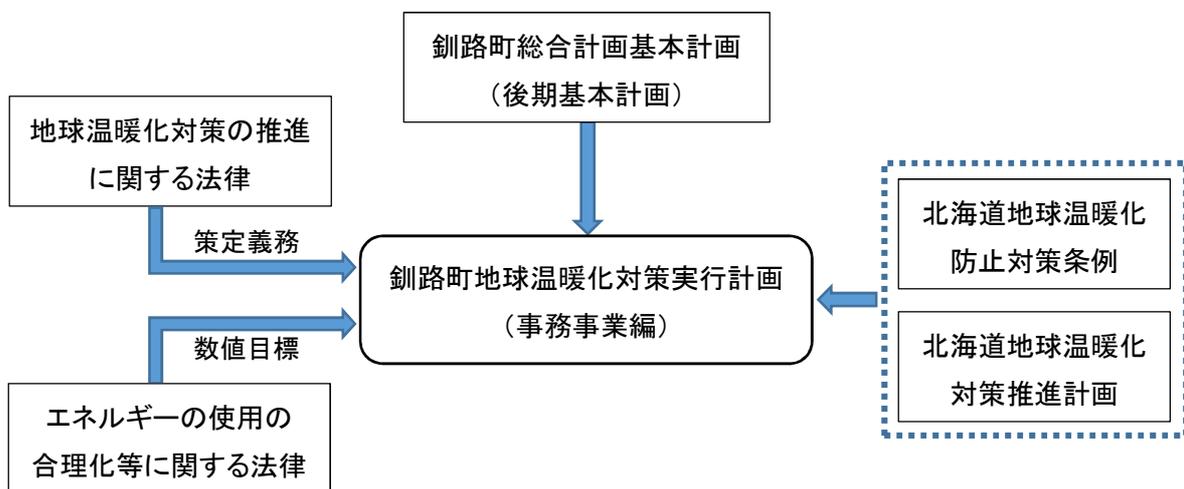
（地球温暖化対策計画）

第8条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 計画の目的及び位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条において、地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置づけ、本町の事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出を抑制し、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化に対する取組を推進することを目的とします。

また、関連する法律や条例、計画等と整合を図ります。



地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

3 計画の期間及び基準年度

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とします。また、温室効果ガス排出量の基準年度は、対象施設の見直しを実施した平成 28（2016）年度とします。

4 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画の対象範囲は、当町が実施する全ての事務及び事業とします。

なお、外部への委託や指定管理者制度等により実施する事業等についても本計画の対象とし、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の措置を講ずるよう要請します。

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項には 7 種類の温室効果ガスが定められていますが、本計画で削減を対象とする温室効果ガスは、最も一般的で地球温暖化への影響が大きく、かつ排出量の大きい二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(定義)

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

七 三ふっ化窒素

第2章 釧路町これまでの取り組み状況

1 釧路町これまでの取り組み

釧路町地球温暖化防止実行計画（計画期間：H15—H24）では、目標年度である平成24（2012）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を基準年度の平成15（2003）年度から5.4%削減することとしました。

この間、給食センターの改築（平成21年度）や仙鳳趾小学校の閉校（平成21年）によって、灯油や軽油、重油の使用量が減少し、代わって排出係数の低い都市ガスを利用したことで削減が進みました。

また、電気の排出係数が減少した効果もあり、平成24（2012）年度の温室効果ガス排出量は基準年度に対して、目標を大きく上回る14.2%の削減を達成することができました。

表1 前計画の達成状況（H15—H24） (kg-CO₂)

区 分	H15 基準年	H20	H21	H22	H23	H24
エネルギー起源 CO ₂ 排出量	4,075,088	3,493,638	3,119,239	3,195,849	2,941,295	3,497,237
増 減 率	—	▲14.3%	▲23.5%	▲21.6%	▲27.8%	▲14.2%

2 温室効果ガスの排出状況

表2 燃料別温室効果ガス排出量の状況（H15—H24） (kg-CO₂)

区 分	H15 基準年	H20	H21	H22	H23	H24
ガ ソ リ ン	94,004	73,745	82,994	82,974	90,414	96,425
灯 油	437,058	326,373	330,082	321,265	307,013	297,329
軽 油	142,292	107,695	110,946	96,045	96,180	90,484
A 重 油	1,174,628	957,682	976,605	900,546	893,772	905,504
L P G	8,268	5,797	9,171	2,538	2,177	2,654
都 市 ガ ス	34,616	32,368	62,564	174,935	181,841	172,179
電 気	2,184,220	1,999,978	1,549,877	1,617,546	1,369,898	1,932,662
合 計	4,075,086	3,493,638	3,119,239	3,195,849	2,941,295	3,497,237

第3章 温室効果ガス排出量削減の取り組み

1 温室効果ガスの算定方法

本計画における温室効果ガス排出量の算定に当たっては、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課）に基づいて行っています。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{排出量} & = & \text{燃料使用量} & \times & \text{炭素排出係数} & \times & 44/12 \\ (\text{kg-CO}_2) & & (\text{MJ}) & & (\text{kg-C/MJ}) & & (\text{kg-CO}_2/\text{kg-C}) \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{燃料使用量} & = & \text{燃料使用量} & \times & \text{単位発熱量} \\ (\text{MJ}) & & (\text{kg, } \ell, \text{ N m}^3, \text{ m}^3) & & (\text{MJ kg, } \ell, \text{ N m}^3, \text{ m}^3) \end{array}$$

【電気の使用に伴うCO₂の排出】

$$\begin{array}{ccccccc} \text{排出量} & = & \text{電気使用量} & \times & \text{排出係数} \\ (\text{kg-CO}_2) & & (\text{kWh}) & & (\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) \end{array}$$

2 温室効果ガス排出量削減の目標

(1) 目標設定の考え方

政府は、平成27年7月に温室効果ガスの新たな削減目標として、2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比26.0%減という目標を決定しました。

本計画では、この国の新目標を中期目標と位置づけ、エネルギー使用合理化法に基づく事業者の判断基準により、目標設定を行っています。

(2) 数量的な目標

計画期間中は、当該年度の二酸化炭素排出量を平均1%以上低減することとし、平成28（2016）年度の総排出量と比較して平成34（2022）年度の総排出量を6.0%削減（▲294トン-CO₂）することを目標とします。



3 目標達成に向けた具体的な取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、町が事務及び事業を実施するに当たり、率先して取り組むべき事項及び具体的な取組内容を以下に示します。

(1) 日常の事務事業に関する取り組み

① 電気・燃料使用量の削減

- ・ 事務室、会議室等における適正な設定温度の徹底
- ・ クールビズ、ウォームビズの励行
- ・ 暖房の運転時間の効率化
- ・ 昼休み時間及び勤務時間外の不要な照明の消灯
- ・ 一定の明るさが確保できる場合の部分照明や照明の間引き
- ・ 残業時等における不要な照明の消灯と部分照明
- ・ パソコンの省エネ設定
- ・ OA機器等の事務機器の節電待機モードへの切り替え
- ・ 退庁時における待機電力の抑制
- ・ 蔵庫の使用における温度調整による節電
- ・ 近距離移動における徒歩、自転 使用の励行
- ・ アイドリングストップとエコドライブの励行
- ・ 毎月の走行距離等を記録整理した適正運行
- ・ エレベーターの使用の抑制
- ・ ノー残業デーの徹底による時間外勤務の削減
- ・ ポスター等による省エネルギーの徹底の呼びかけ

② 省資源リサイクルの推進

- ・ 両面印刷の徹底、集約印刷の活用などによる用紙枚数の削減
- ・ 文書管理システム、電子メール等を活用した資料の電子化
- ・ マイボトル・マイ箸等の利用促進によるごみの減量化
- ・ 分別ボックスの設置によるリサイクル回収の徹底
- ・ 使用済み封筒の再利用
- ・ ファイル、フォルダーの繰り返し使用
- ・ 食器洗い、湯沸し、手洗いでの節水の励行

③ グリーン購入の推進

- ・ 古紙配合率 70%以上の事務用紙の使用
- ・ コピー機、プリンターのトナーカートリッジの再生品使用
- ・ 再生材を用いた事務用品等の使用
- ・ エコマーク、グリーンマーク商品の優先購入
- ・ 詰め替え可能製品の使用による、使い捨て製品等の購入抑制
- ・ 公用 の低公害・低燃費 等の導入

- ④ イベント等における環境配慮
 - ・配布物、販売物の過剰包装を抑えた、廃棄物の抑制
 - ・再生材の積極的利用と来場者への周知啓蒙
 - ・分別ごみ箱の設置による廃棄物の再資源化
 - ・会場までの公共交通機関確保、利用経路周知、駐輪場設置等

(2) 施設整備等に関する取り組み

- ① 施設の新設更新時の省エネ改修
 - ・E S C O事業や省エネルギー診断の実施などの検討
 - ・施設の新増設・改修時における、省エネルギー設計、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入の検討
- ② 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入
 - ・施設内設備の新設時における、省エネルギーまたは再生可能エネルギー設備の積極的な検討導入
 - ・エネルギー消費効率の高い空調・暖房設備の導入
 - ・照明、避難誘導灯への省エネ型照明機器とLED照明の導入
 - ・町内の街路灯のLED照明や省エネ型照明機器への交換
 - ・ハイブリッド車やEV車など低公害車の導入検討
- ③ 運転管理での省エネルギー化
 - ・設備運転管理手順の見直しによる省エネルギー化への改善

第 4 章 計画の推進と進捗管理

1 推進・点検体制

総務部住民課を事務局として、各部局との連絡調整を図りながら取り組みを進めます。

2 進行管理の仕組み

進捗管理は、マネジメントの基本的なサイクルである PDCA サイクル[計画 (Plan) →実行 (Do) →点検・評価 (Check) →改善 (Action)]に従って行います。

毎年度、温室効果ガス排出量調査を実施し、その結果を報告書として取りまとめ、行動項目において分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを図ります。

温室効果ガス排出量や取り組みの状況等については、広報やホームページ等を活用して広く公表します。

資料編

参考資料1 温室効果ガス排出係数

本町の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量の算定に当たり使用した排出係数は表3のとおりです。なお、都市ガス及び電気の使用に伴う排出については、それぞれ釧路ガス㈱、北海道電力の実績値です。

表3 温室効果ガス排出係数

	排 出 係 数		発 熱 量	
	数 値	単 位	数 値	単 位
ガ ソ リ ン	0.0183	(kg-C/MJ)	34.6	(MJ/l)
灯 油	0.0185	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)
軽 油	0.0187	(kg-C/MJ)	37.7	(MJ/l)
A 重 油	0.0189	(kg-C/MJ)	39.1	(MJ/l)
液化石油ガス (LPG)	0.0161	(kg-C/MJ)	50.8	(MJ/kg)
都 市 ガ ス	0.0136	(kg-CO ₂ /m ³)	46.0	(MJ/m ³)
電 気	0.0669	(kg-CO ₂ /kWh)	—	—

注1) 都市ガスの発熱量は、都市ガス供給事業者の供給熱量一覧（資源エネルギー庁）による。

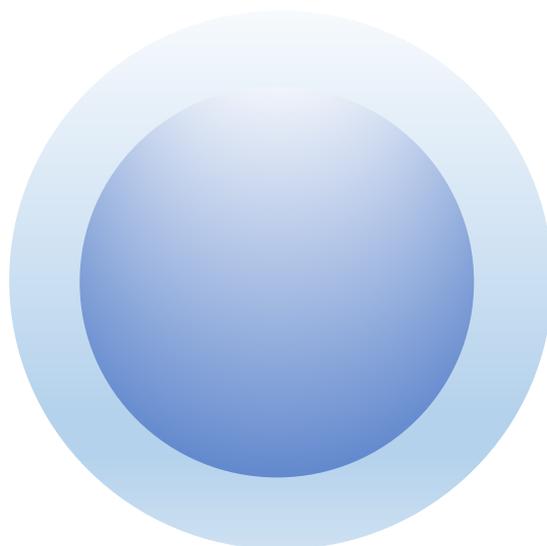
注2) 電気の排出係数は、電気事業者別排出係数（H28.12.27公表）による。

参考資料2 温室効果ガス排出量対象施設

No.	施設区分		施設名称等	所管	指定管理の有無				
1	行政系施設	庁舎等	役場本庁舎	総務課					
2	行政系施設	郵便局	天寧簡易郵便局	住民課					
3	町民文化系施設	集会施設	釧路町コミュニティセンター						
4			別保コミュニティセンター						
5			天寧コミュニティセンター						
6			昆布森福祉センター						
7			日の出会館						
8			栄町団地集会所						
9			双河辺生活館						
10			桂地区会館						
11			国誉地区会館						
12			北見団地地区会館						
13			曙地区会館						
14			北都地区会館						
15			誉会館						
16			富原大通会館						
17			河畔地区会館						
18			鳥通地区会館						
19			柏地区会館						
20			床丹地区会館						
21			とおや交流館 108						
22			老者舞地区会館						
23			海鳴り仙鳳趾館						
24			釧路町漁民センター						
25			知方学生活改善センター						
26			東遠野ふれあいセンター						
27			保健・福祉施設			その他社会福祉施設	釧路町保健福祉センター	福祉課	
28						高齢福祉施設	遠矢コレクティブセンター	介護高齢課	
29	子育て支援施設	幼保・こども園	つくし保育所	こども健康課					
30			昆布森はまなす保育所						
31			知方学へき地保育所						
32		幼児・児童施設	睦児童館						
33			遠矢児童館						

No.	施設区分		施設名称等	所管	指定管理の有無
34	スポーツ・レク系施設	レクリエーション施設	達古武オートキャンプ場	産業経済課	有
35		観光施設	釧路町地産地消センター		有
36			細岡ビジターズ・ラウンジ		有
37	公園施設	公園	別保公園ツリーハウス	都市建設課	有
38			むつみ公園		
39			とおや恵公園		
40			別保駅前広場		
41			陸緑地		
42	その他施設	その他	栄町車庫		
43	上水道施設	上水道施設	昆布森浄水場	水道課	
44			昆布森取水建屋		
45			昆布森送水ポンプ場		
46			昆布森接合井		
47			城山配水池建屋		
48			宿徳内配水池建屋		
49			又飯時配水池建屋		
50			老者舞浄水場		
51			老者舞配水池建屋		
52			仙鳳趾浄水場		
53			仙鳳趾ポンプ場		
54			遠野浄水場		
55			遠野導水ポンプ場		
56			知方学高見浄水場		
57			農水取水管理棟		
58			農水東遠野配水池建屋		
59			農水鳥通配水池建屋		
60	下水道施設	下水道施設	別保中継ポンプ場		
61			別保橋中継ポンプ場		
62			東陽中継ポンプ場		
63			遠矢中継ポンプ場		
64			柏西マンホールポンプ所		
65			よし野マンホールポンプ所		
66			鳥通マンホールポンプ所		

No.	施設区分		施設名称等	所管	指定管理の有無
67	下水道施設	下水道施設	五月橋マンホールポンプ所	水道課	
68			日の出マンホールポンプ所		
69			双河辺マンホールポンプ所		
70			国営マンホールポンプ所		
71			雁来マンホールポンプ所		
72			天寧橋マンホールポンプ所		
73			河野橋マンホールポンプ所		
74			学校教育系施設		学 校
75	遠矢小学校				
76	昆布森小学校				
77	知方学小学校				
78	富原小学校				
79	別保中学校				
80	遠矢中学校				
81	昆布森中学校				
82	富原中学校				
83		その他教育施設		昆布森地区水産加工施設	
84	スポーツ・レク系施設	スポーツン施設	鉦路町総合体育館	社会教育課	有
85			鉦路町温水プール		有
86	公園施設	公 園	鉦路町運動公園		有
87			鉦路町コミュニティパーク		有
88	町民文化系施設	集会施設	鉦路町公民館	公民館	
89		文化施設	鉦路町ふるさと陶芸館		
90	学校教育系施設	その他教育施設	鉦路町学校給食センター	給食センター	
91	行政系施設	消 防 施 設	鉦路消防署庁舎	東部消防	
92			鉦路消防署遠矢支署庁舎		
93			第4分団庁舎		
94			第5分団庁舎		
95			昆布森分遣所		



釧路町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成 30 年 9 月

釧路町役場総務部住民課（環境対策係）
